

松山市手話言語条例（案）の概要

1. 条例制定の背景・趣旨

『手話は言語である』

言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、手指の動き、表情などにより視覚的に表現される言語です。ろう者をはじめ手話を必要とする者にとっては、他者との関係を構築し、知識や情報を得るための重要な意思疎通の手段であり、生きていくために必要不可欠なもので、まさに、「手話は命」です。

しかし、かつて手話は言語として認められていなかったため、こうした方々は、コミュニケーションに支障をきたし、十分な情報を得られず、多くの不便や不安を感じながらの生活を余儀なくされました。過去には、ろう学校においてもその使用が禁止されるなど、自身の人間性や社会性を育む段階においても、大きな困難と向き合って生きていかなければなりませんでした。

こうした中、平成18年に国際連合の総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語であることが明記されましたが、手話言語への理解が十分に広がっているとは未だ言えない状況です。

このような状況を鑑み、手話及びろう者をはじめ手話を必要とする者に対する理解並びに手話の普及を推進し、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定するものです。

2. 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びその普及に関し基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにします。あわせて、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話を必要とする者の基本的人権が守られ、誰もが安心して共に生きることができる地域共生社会の実現を図ることを目的とします。

3. 用語の定義

(1) 手話を必要とする者

きこえない者及びきこえにくい者のうち、ろう者をはじめ手話による意思疎通を必要とする者をいいます。

(2) 市民等

市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。

(3) 事業者

市内において営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

4. 基本理念

手話に対する理解及びその普及は、手話が言語であること及び手話を必要とする者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、手話を必要とする者と手話を必要とする者以外の者とが互いに人格及び個性を尊重することを基本として推進されなければなりません。

5. 責務及び役割

(1) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話の理解及び普及を図り、手話を必要とする者が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとします。

(2) 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の役割

事業者は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとします。

(4) 手話を必要とする者の役割

手話を必要とする者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとします。

6. 施策の推進方針

(1) 市は、次に掲げる施策の推進に関し、必要な方針（以下「推進方針」といいます。）を策定するものとします。

- ① 手話への理解及び手話の普及に関する施策
- ② 手話による情報発信及び情報取得に関する施策
- ③ 手話による意思疎通支援に関する施策
- ④ 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関する施策
- ⑤ 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- ⑥ 手話に関する新技術の調査研究及び活用に関する施策
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(2) 市は、推進方針の策定に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとします。

(3) 推進方針には、目標、施策内容、実施期間及び評価方法を定めるものとします。

7. 施策の推進

(1) 手話を学ぶ機会の確保等

- ① 市は、手話を必要とする者、手話通訳者、手話サークル会員等と協力して、市民が身近な地域や職場等で手話を学ぶ機会の確保を図るものとします。
- ② 市は、手話に関する研修を実施すること等により、その職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとします。

(2) 学校における理解の増進

- ① 市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
- ② 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。
- ③ 学校の設置者は、学校において手話を必要とする児童、生徒がいる場合に、必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとします。

(3) 医療機関における環境整備

市は、医療機関において、手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知、手話や手話を必要とする者に対する理解の促進、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(4) 観光旅行者に関する措置

市は、観光事業者その他の関係者と連携し、手話を必要とする者である観光旅行者が観光に関連する施設において、手話を使用しやすいようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(5) 手話を用いた情報発信

市は、手話を必要とする者が市政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信に努めるものとします。

(6) 手話通訳者の養成等

市は、手話通訳者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとします。

(7) 手話通訳者の派遣体制の整備等

市は、手話を必要とする者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるものとします。

(8) 手話に関する新技術

市は、手話に関する新技術について調査研究及び活用に努めるものとします。

(9) 聴覚障害児及び保護者等に対する支援

市は、聴覚障害児及びその保護者等に対し、手話に関する必要な情報の提供及び手話を獲得するための必要な支援を行うよう努めるものとします。

(10) 事業者への支援

市は、事業者が、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備できるよう情報提供等の支援に努めるものとします。

(11) 災害時の対応等

市は、災害時において、手話を必要とする者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとします。また、避難所運営の関係者に対し、手話や手話を必要とする者の理解啓発に努めるものとします。

(12) 意見の聴取

市は、この条例の施策推進に当たっては、手話を必要とする者その他関係者の意見を聞くものとします。

(13) 財政上の措置

市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(14) 議会への報告

市長は、毎年1回、本市の手話施策の実施状況について、議会に報告するものとします。

(15) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。